

もっと知りたい!

藤岡市のこと

地域の誇り、世界遺産を保全します

世界遺産「高山社跡」の修復工事

市では、世界遺産である高山社跡の修復・耐震補強工事に取り組んでいます。

現在は母屋兼蚕室を全解体し、部材を修復した上で再築する修理をしています。解体に伴う調査の中で、建物に施された養蚕の工夫が明らかになってきました。

高山社跡のような文化財建造物の修復・耐震補強工事は市で初めてのことで、今後も工事や調査成果の発信に取り組んでいきます。

「10年、20年先の都市環境を創造するまちづくり」をテーマとした藤岡市の施策を紹介します。

問い合わせ 文化財保護課(☎235997)

工事の特徴

- ▷残された部材を保全し、修復して使用
- ▷地下の遺構を保護して施工
- ▷建物の意匠を損なわない耐震補強
- ▷文化財修復の専門技術者の手による施工



高山社跡母屋兼蚕室の建物基礎と耐震補強工事

困ったときの4月の無料相談

日常生活に関する悩み事、困り事の相談を無料で受けます。相談員は各分野の専門家で、秘密は厳守します。

相談	日時	会場	予約	問い合わせ
法律相談	6日(月)・9日(木)・17日(金) 午後1時～4時	市役所本庁舎	下記期日から電話またはふじおか電子申請受付システム(右記2次元コードを読み取り)で予約(年度内に1回まで) ▷6日=3月23日(月) ▷9日=3月26日(木) ▷17日=4月3日(金)	地域づくり課 (☎402211) 
行政相談	8日(水)・15日(水)・16日(木) 午後2時～4時	市役所本庁舎 16日は地域づくりセンター鬼石	当日会場へ(予約不要)	
人権相談	10日(金)・16日(木)・24日(金) 午後1時～3時	市役所本庁舎 16日は地域づくりセンター鬼石	当日会場へ(予約不要)	
不動産相談	15日(水) 午後1時30分～3時	市役所本庁舎	電話またはふじおか電子申請受付システム(右記2次元コードを読み取り)で予約	
心配ごと相談	8日(水)・22日(水) 午後1時～4時	総合学習センター北棟	当日会場へ(予約不要)	市社会福祉協議会 (☎25647)
相続・遺言相談	21日(火) 午後1時～3時30分	総合学習センター北棟	要予約	
ボランティア相談	毎週月～金曜日 午前8時30分～午後5時	総合学習センター南棟	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	
青少年相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時 (LINEのみ午後5時まで) 毎週土・日曜日 午後1時～4時	青少年センター (教育庁舎内)	予約不要 ▷相談方法=電話・面談・LINE (アカウント名:藤岡市青少年センター)	青少年センター (☎24150)
教育相談	毎週火・木・金曜日 午前9時～午後4時	教育研究所 (教育庁舎内)	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	教育研究所 (☎29801)
家庭児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後4時	子育て・健康センター	予約不要 ▷相談方法=電話・面談	子育て応援課 (☎57805)



「感謝の気持ち」

協力隊の任期は残りわずかとなりました。着任当初は地域の皆さんに温かく迎えてもらい、快く新天地での活動をスタートすることができました。

活動を通して、山に入り、木に触れ、現場の声を聞く中で、林業の大切さを知ると同時に、次の世代へどのようにつなげていくかという課題を学びました。

その過程で、「ふじおか林業ハイキングツアー」を企画運営できたことは貴重な経験でした。また、イベントや作業に参加し、地域の皆さんと交流できたことも、私にとって大きな財産となりました。

協力隊としての任期は終了となりますが、藤岡市の森林、そして林業の未来をこれからも見守り、支えていきたいと思っています。

地域おこし協力隊
渋谷 香里



協力隊の活動はこちら

問い合わせ 森林課(☎402316)

人権を考える「災害と人権」

災害は、私たちの生活を一瞬にして一変させる出来事です。特に日本は地震・台風・大雨など、さまざまな災害が多く、誰もが被災者になる可能性があります。

災害が起きた時に最も重要なことは、人命の保護と身の安全です。加えて、平時と変わらず一人一人の人権が尊重され、適切な支援が行われることが求められます。

災害時に発生する課題

高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者などは災害弱者と呼ばれ、災害時の対応が難しく、自力での避難や安全確保が困難です。また、日本語の理解が十分でない外国籍の人は、必要な情報を得られず、支援から取り残されやすくなります。

避難所での人権

避難所では、医療や生活物資の不足により、命や健康を守るための基本的な人権が十分に保障されない状況に陥ることがあります。さらに、集団生活するため、プライバシーの確保が難しい状況が発生します。

このように災害時には、災害そのものの被害に加え、人権が脅かされるという二重の苦しみを経験することがあります。

安心安全の確保

本市では「藤岡市地域防災計画」のつとめ、避難時に支援が必要な人を把握し「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画」の作成・更新を行っています。また、「藤岡市

避難所運営マニュアル」を作成し、災害発生時の具体的な対応を定めています。インターネットを利用した避難所の混雑可視化システムの稼働や災害弱者のための福祉避難所の開設、性別に配慮した避難所の運営など、多様なニーズに対応し、誰もが安心して避難できる体制を整えています。

安心安全が確保されるためには、市民の一人一人が日頃から災害に備えることが大切です。特に身近な災害弱者への支援に関心を持つことが重要です。そして、災害発生時には、多様な背景やニーズを持つ人が平等に扱われ、差別や偏見なく支援を受けられるようにすることが私たち市民に求められます。災害時だからこそ、人権の尊重が大切であるという意識を持ち、共に支え合う社会を築いていきましょう。

問い合わせ 地域安全課(☎27444)・生涯学習課(☎26888)